

夕張市財政再生計画の変更 (平成26年6月)の概要

- 本年3月4日に夕張市の財政再生計画の変更に同意したが、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、財政再生計画に計上した平成26年度分の歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保及び歳出の抑制により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針並びに財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額については変更はない。

I 経過

- H26.6.11 夕張市議会が財政再生計画の変更を議決
- 〃 夕張市長が総務大臣宛の財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を北海道知事に提出
 - 〃 北海道知事が意見を付して財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を総務大臣に提出

II 財政再生計画の歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 高松ズリ山対策事業 (+49百万円)

融雪後の湧水により、ズリ(不純物や土砂が混入した石炭)山の一部の崩壊並びに土砂の流出が発生しており、下流域への土砂の流出の恐れがあるため、早急に土砂の除去及び排水設備等の対策を実施するもの。

(財源) 一般財源 49百万円

(2) 診療所事業会計繰出金(非常用発電機更新) (+18百万円)

市立診療所に設置されている非常用発電機のうち1機について老朽化が原因で故障したため、更新するもの。

(財源) 過疎対策事業債(ハード分) 18百万円

(3) 民間賃貸住宅建設促進事業（＋11百万円）

民間賃貸住宅の建設を促進するため、民間事業者が購入を希望している市有地において、老朽化した給排水設備の改良を実施するもの。

（財源）空知産炭地域新産業創造等補助金10百万円、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金1百万円

※ 変更が必要となる一般財源については、財政調整基金繰入金により対応するため、財政再生計画の主要部分である計画期間等への影響はない。

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増（＋12百万円）、繰入金の増（＋60百万円）、地方債の増（＋23百万円）、その他の増（＋15百万円）により110百万円の増

(2) 歳出

物件費の増（＋11百万円）、扶助費の増（＋4百万円）、建設事業費の増（＋55百万円）、繰出金の増（＋25百万円）、その他の増（＋14百万円）により110百万円の増

【診療所事業会計】

(1) 歳入

繰入金の増により25百万円の増

(2) 歳出

物件費の増（＋7百万円）、建設事業費の増（＋18百万円）により25百万円の増

(参考) 歳入・歳出の全体像

【一般会計】

(26年度予算)

(単位：百万円)

区 分		変更前	変更後	増減額	主な内容
歳 入	地 方 税	830	830	—	
	地方譲与税	62	62	—	
	地方交付税	4,743	4,743	—	
	国・道支出金	1,884	1,897	12	社会保障・税番号制度システム整備費補助金+5 社会資本整備総合交付金+4 離職者の安心生活支援事業費補助金+1 保育緊急確保事業費補助金+3
	繰 入 金	1,567	1,627	60	幸福の黄色いハンカチ基金繰入金+3 財政調整基金繰入金+57
	地 方 債	1,547	1,569	23	過疎対策事業債（ハード）+18 過疎対策事業債（ソフト）+4
	そ の 他	954	968	15	夕張まちづくり寄附金+1 コミュニティ助成事業助成金+2 空知産炭地域新産業創造等事業助成金+12 南空知ふるさと市町村圏組合補助金+1
	合 計	11,586	11,696	110	
歳 出	人 件 費	916	916	—	
	物 件 費	661	673	11	企業誘致事業+1 社会保障・税番号制度対応システム改修+1 外部専門家招へい事業+1 生活保護システム改修+1 外国語指導充実事業+1 臨時職員雇用+1 新規採用職員養成+1 民間賃貸住宅建設促進事業+5
	維持補修費	419	419	—	
	扶 助 費	1,465	1,469	4	保育士等処遇改善臨時特例事業+4
	建設事業費	1,873	1,929	55	民間賃貸住宅建設促進事業+6 高松ズリ山対策事業+49
	公 債 費	3,873	3,873	—	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰 出 金	970	996	25	診療所事業会計繰出金（非常用発電機更新）+18 診療所事業会計繰出金（耐震診断事業）+7
	そ の 他	1,409	1,423	14	幸福の黄色いハンカチ基金助成+2 コミュニティ助成事業助成金補助事業+2 外部専門家招へい事業+1 社会福祉協議会事業費補助+1 幸福の黄色いハンカチ基金積立+1 財政再生計画調整基金積立+7
	合 計	11,586	11,696	110	

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

【診療所事業会計】

(26年度予算)

(単位：百万円)

区 分		変更前	変更後	増減額	主な内容
歳 入	財 産 収 入	0	0	—	
	繰 入 金	127	152	25	一般会計繰入金+25
	諸 収 入	0	0	—	
	地 方 債	0	0	—	
	繰 越 金	0	0	—	
	合 計	127	152	25	
歳 出	物 件 費	0	7	7	市立診療所耐震診断事業+7
	維 持 補 修 費	0	0	—	
	補 助 費 等	41	41	—	
	建 設 事 業 費	0	18	18	市立診療所非常用発電機更新+18
	公 債 費	86	86	—	
	合 計	127	152	25	

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
- ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

早期健全化基準

財政再生基準

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

実質赤字比率	道府県：3.75% 市町村：11.25%～15%	道府県：5% 市町村：20%
連結実質赤字比率	道府県：8.75% 市町村：16.25%～20%	道府県：15% 市町村：30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	

3年間（平成21年度から平成23年度）の経過的な基準（都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%）を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

資金不足比率（公営企業ごと）
20%
経営健全化基準

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

（健全財政）

（財政悪化）